

## 通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する 足立区介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A（令和2年6月2日時点）

問1 令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の通り、通所介護事業所が訪問サービスを提供することは総合事業でも可能か。

（答）

足立区の総合事業においては、国の通知にある要介護認定者と同様に取り扱います。

通所事業所が「訪問サービス」を提供できるのは、（ア）利用者等の意向を確認し、（イ）ケアマネジャーと協議し、通所事業者の「訪問サービス」の利用変更になった場合のみとなります。

訪問サービスを実施する場合は、

①「利用者等の意向確認及びケアマネジャーとの協議内容」

②「各利用者へのサービス提供時間や内容」

を記録（様式自由）してください。

また、サービス開始後に速やかに、足立区ホームページにある

③「通所事業所による訪問サービス等の実施の届出書（所定様式）」

を郵送または FAX で足立区役所介護保険課事業者支援係までお送りください。なお、③については、要介護認定者について既に区へ提出している場合、再提出の必要はありません。

問2 令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルスの感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」の通り、通所系サービス事業所が、感染拡大防止の観点から、あらかじめケアプランに位置付けた利用日において、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認は、総合事業でも算定が可能か。

（答）

電話による安否確認についても、問1の要介護認定者と同様に取り扱います。

通所事業所が「電話による安否確認」により介護報酬の算定ができるのは、（ア）利用者等の意向を確認し、（イ）ケアマネジャーと協議した結果、通所介護事業者の「電話による安否確認」の利用に変更となった場合のみとなります。

問3 問1及び問2のサービスを行った場合の総合事業の介護報酬の算定方法はどうか。

（答）

あらかじめケアプランに位置付けた利用日に実施したサービスについては、通常どおりのサービスを行った場合と同様の算定となります。

電話による安否確認については、1日に複数回実施した場合でも1回分の算定とします。

問4 電話による安否確認はどのようなものか。

(答)

令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」での要介護認定者と同様に、電話連絡の際の確認事項は、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、今後希望するサービスの提供内容や頻度等とします。

問5 問1及び問2のサービスを行った場合の加算はどうか。

(答)

通常の通所介護の請求内容と同じです。

問6 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画については、どのような取扱いが可能か。

(答)

令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」での要介護認定者の取扱いと同一。

通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡から抜粋

問7 月額報酬対象者について、新型コロナウイルスの影響により通所介護事業所が休業となり、別の通所介護事業所を利用した場合のサービス費はどうか。

(答)

令和2年3月24日付足立区地域包括ケア推進課31足福包発第2131号の連絡により、月額報酬になっているサービス費について、臨時的に回数制として取り扱うとしています。それぞれの事業所は原則としてサービス提供回数に応じて請求してください。

また、事業所のサービス提供休止により、月の途中で事業所を替えた場合においても、臨時的に回数制として取り扱います。それぞれの事業所は原則としてサービス提供回数に応じて請求してください。なお、週1回利用の方が、月5回のサービス提供を行う場合には、あらかじめ利用者に回数単価×5回分の料金となることの上で、それぞれの事業所は回数分請求してください。

問 8 月額報酬対象者について、新型コロナウイルスの影響により通所介護事業所（A）が休業となり、一時的に他の通所介護事業所（B）を利用したのち、A事業所に戻った場合のサービス費はどうか。

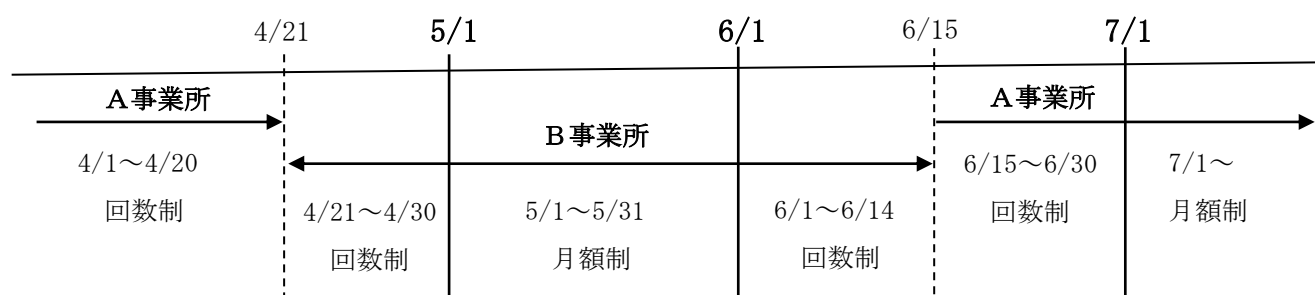
（答）

同じ月において事業所を2か所以上利用した場合は、回数制で算定してください。

その後、1か所の事業所で従前と同様のサービスを提供した月においては、月額制で算定してください。

<例>

A事業所を利用していた方が、A事業所の休業により4月21日からB事業所を一時的に利用し、その後、6月15日からA事業所に戻った場合



問 9 月額報酬対象者について、新型コロナウイルスの影響により通所介護事業所（A）が休業となり、別の通所介護事業所（B）を利用しそのままB事業所での正式利用を開始した場合のサービス費はどうか。

（答）

同じ月においてA、Bの2事業所を利用した場合は、回数制で算定してください。翌月以降、B事業所は月額制にて算定してください。

問 10 通所型サービスと訪問型サービスを併用している月額報酬対象者について、通所介護事業所のみが休業した場合の請求方法はどうか。

（答）

通所型サービスは回数制での算定、訪問型サービスは変わらず月額制での算定となります。

問 11 新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合は、介護予防ケアマネジメント費の請求は可能か。また、サービス利用が行われなくなった3月分からの請求は可能か。

（答）

令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡による「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」での要介護認定者の取扱いと同一。

適用は5月実績分からとなります。

※ これまで複数の事業所からのお問い合わせに対して、3月・4月への遡及が可能とお答えしておりましたが、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたっての必要な書類の整備が行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等に支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

令和2年5月25日付厚生労働省事務連絡から抜粋